

丹波の森「市民研究員制度」とは

(公財)兵庫丹波の森協会

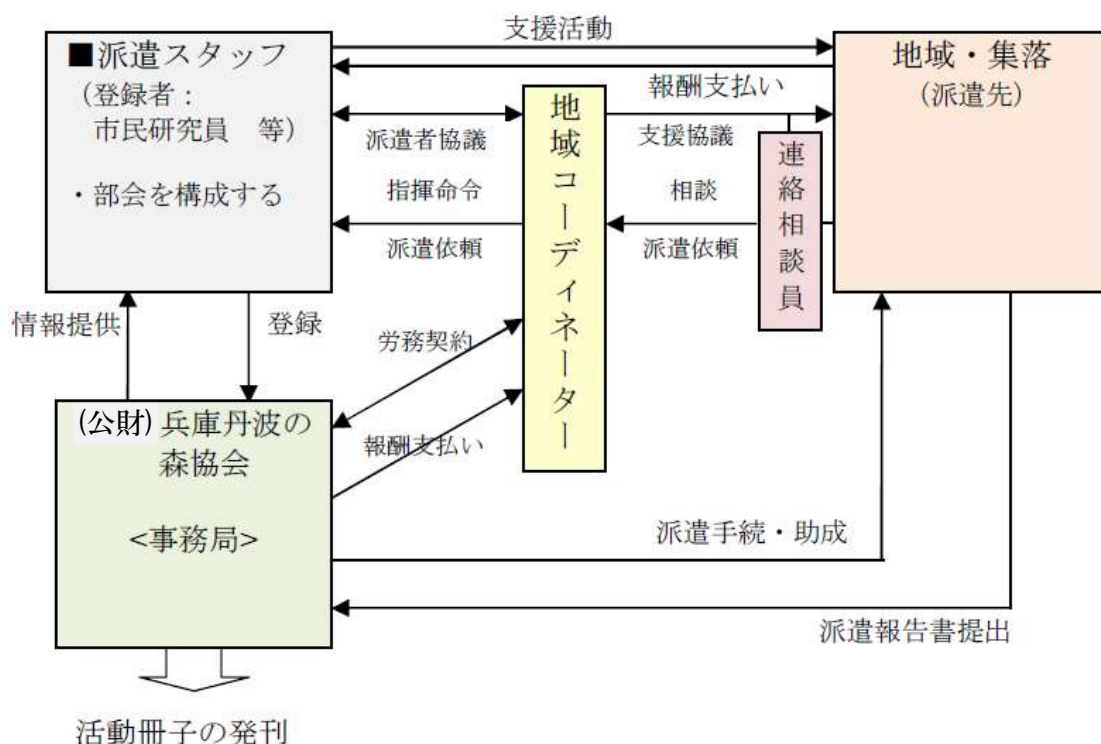
■背景と目的

丹波の森市民研究員制度は、本来集落の持っていた人間関係資源の総合性（相互扶助等）に着目した人材育成を内包した地域連携に基づく人材の登録派遣システムの創設を目指しています。これからの人口減少社会を前提に、従来の経済指標を軸としたステレオタイプの地域づくりではなく、その地域の独自性を生かした集落機能の維持再編システムを基底とした住民主体のまちづくり推進時代にふさわしい、地域の活性化方策支援としての「人材の登録と地域密着型人材ネットワークシステム」を目的とします。

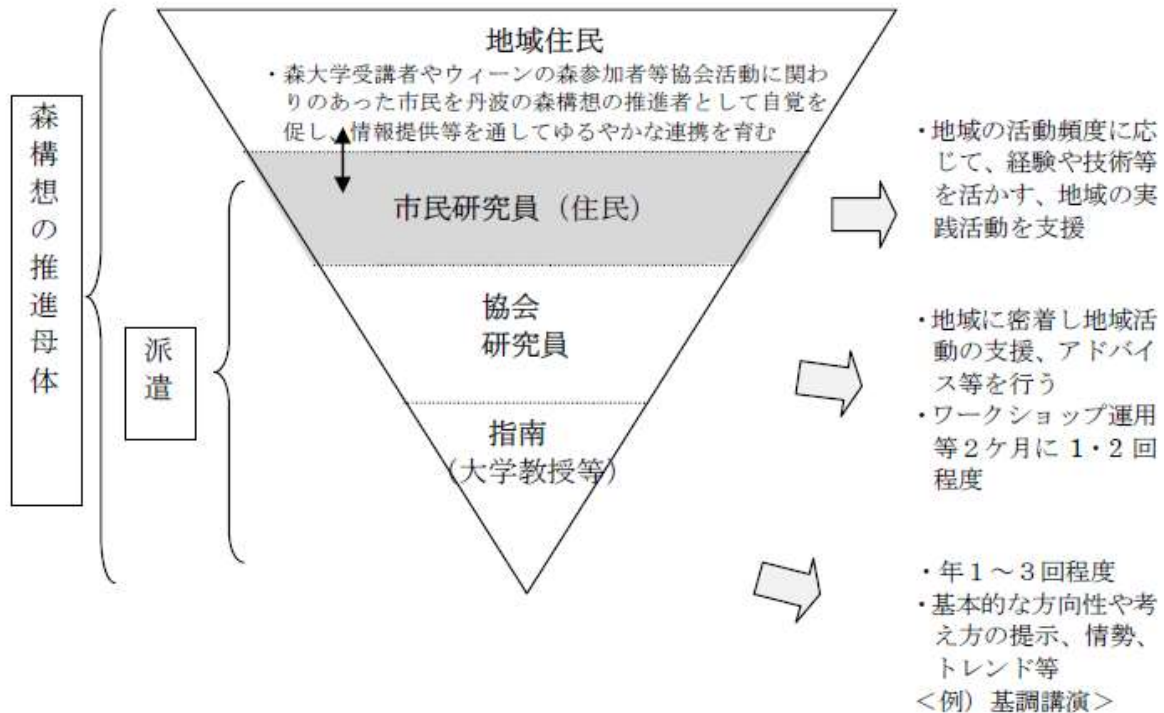
■求められる新たな人材派遣のシステム

- ・地域づくりに寄与する人材派遣システム（地域の要求や動向に柔軟に対処）
- ・地域を支え合う（相互扶助）連携システム
- ・登録者が交流し、常に刺激し合い成長し合う体制（人材づくりかつ人材協力連携）
- ・交流連携等の活動が新たな情報発信源
- ・地域にある知恵や技術を結集して地域づくりに生かすシステムの構築（地域の有する人材を結集し、活用する体制）

■地域連携ネットワークシステムのイメージ



①派遣スタッフの構成



②市民研究員

- ・日常的に機能する地域連携支援を推進するため、地域住民による「市民研究員」を組織します。
- ・位置づけ：森協会で行ってきた丹波の森大学や専科、ウィーンの森事業といった人材育成の受け皿等としての活躍の場を提供します。

<役割・機能>

- ・住民の知識や技能、経験等を地域づくり支援に活用し、地域との協働連携のもとに効率的に丹波の森構想の推進を図ります
- ・顧問や専門研究員等とも交流や協働し実践し合うことで、登録した市民研究員や組織が成長し合いながら、より効果的な地域支援システムの確立します
- ・住民を登録することで、新たな交流機会の提供と、スキルアップの向上（人材育成）につなげていきます
- ・関心のある分野（テーマ）ごとに組織体制を構築し、活動し経験してきたことを個人ではなく、組織として蓄積し持続的に継承を図ります。同時に、市民研究員の派遣を組織として検討し各分野で責任を持って派遣を実施することで、派遣者の質的な維持・向上（品質管理）を図っていくものです。

<運用イメージ>

- ・当面、登録者は、以下の8つの活動分野別に構成しておくものとし、各活動分野に関連した学習や交流を行いながら、常に新しい情報と知識の普及や経験交流を行い、登録組織やメンバーの意識向上を図ります。

③地域コーディネーター

- ・派遣地域と派遣する市民登録研究員の橋渡し役として地域コーディネーターを設置します。地域コーディネーターは、地域からの派遣要請を促すべく、積極的に地域の動きを察知し、活動状況を把握するとともに、地域に入り、地域活動の主体的な担い手と共に適格な活動誘導を図りながら、新たな派遣需要を促すように努めます。
- ・地域に精通すると同時に地域からの信頼を勝ち取るコーディネーターを設置します。
- ・同時に行政の支援窓口（市民協働課）との相談・協議や活動の掘り起こしや、組織や地域の活性化に努め、有意義な地域支援や派遣要請を掘り起こしていきます。
- ・このため市との定期的協議（2ヶ月に1回程度）や情報交換を行うと同時に、まちづくり協議会等の総会や自治会の連長会議等にオブザーバーとして出席していきます。
- ・また専門研究員との情報交換に努め、研究員と共に助成申請や応募をおこない活動業務の拡大を図ります。
- ・市担当地域連携アドバイザーとして2名設置し、登録員や行政・大学と地域との連携に努めます。

④指南

- ・テーマに沿ってその地域課題や問題点に対応して統括的な助言や指導、地域からの相談等、必要に応じて顧問を設置していきます。顧問はそれぞれの分野の専門家や大学の教授や助教授等が担当します。年に一二度丹波地域を訪れ、助言指導するイメージで活用していきます。

■人材・組織登録のメリット

○登録のメリット⇒活躍舞台の提供

- ・個人や組織の能力や技術、経験等を活かすことができます
- ・活躍の舞台が広がり、丹波地域の発展等に貢献することでやりがいや生きがいづくりにつながります。

○研修や交流のメリット⇒出会い・学習機会の提供

- ・各地域で活躍する人材や組織と出会い、交流することができます。
- ・内外の新しい動向や最新情報や知識を享受することができます。

○派遣のメリット

- ・地域づくりのリーダーとして実践活動に参加し、体験できます。
- ・森協会で定める有償ボランティアとして運用していきます。

■市民研究員（登録者）の募集

市民研究員制度は、丹波地域に広く蓄積された豊かな知恵（知識）を地域で把握し、継承、発展させていく制度として創設するものです。

これからの丹波地域の地域課題を市民主体で乗り越えていくために、人づくりで培われてきた生きた人材の知恵を有効に活用して行こうとするものです。

ぜひあなたの知恵や技術を登録していただき、丹波地域の未来を切り開いて行こうではありませんか。あなたの登録をお待ちしています。

- 丹波の森「市民研究員登録制度」
- 個人でも団体でも登録できます
- テーマ別部門に分かれ登録します
- 派遣先との仲立ちは地域コーディネーターが行います
- 派遣は2～3名グループで行います
- 性別や年齢は問いません。丹波地域、在勤在住者が対象です
- 登録者は兵庫丹波の森協会の広報誌やHPで紹介します。

「市民研究員」登録者リストについては、事務局までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 (公財)兵庫丹波の森協会 事務局 企画調査課
〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原5600
TEL： 0795-72-5167
FAX： 0795-72-5164

丹波の森「市民研究員」設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域づくり活動について、専門的な知識や技能を有する人材及び実践グループ(以下「市民研究員」という。)を登録管理し、住民主体の活動を支援する体制を拡充することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(選任)

第2条 市民研究員は、自薦又は他薦によって応募した者から、公益財団法人兵庫丹波の森協会(以下「森協会」という。)が選任し、丹波の森市民研究員認定証を交付する。

2 森協会は、市民研究員の選任状況を地域関係団体等に周知し、活動促進に努める。

(役割)

第3条 市民研究員は、森研究所が委嘱する地域コーディネーターの要請により、有償ボランティアとして地域づくり活動等に参画し、指導助言を行う。

2 市民研究員は、森協会丹波の森研究所主任研究員、研究員又は契約研究員と連携して、地域づくり活動等に参画する。

(謝金)

第4条 地域コーディネーターは、森協会又は派遣要請を行った団体等と協議調整し、市民研究員に対して一定の謝金が支給できるよう仲介する。

(研修等)

第5条 森協会は、市民研究員の研修会等を適宜開催し、相互の知識取得や情報交換等を行う機会の提供に努める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は森協会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。